



目 次

- 3 …老人医療費、はりきゅう治療に補助、水道予算、米の配給
- 4 …選挙人名簿の縦覧、つつじまつり21日～23日、商工青年の植樹、20年の歴史を閉ず、商業統計調査、農振地域縦覧、国税に不服のある方は
- 5 …改正された道交法、大津バイパス一部供用、町内の交通事故
- 6 …年金、消費者コーナー、遺産をめぐる家庭の紛争、固定資産税
- 7 …善意、今月の日曜在宅医、社協便り、おめでたおくやみ
- 8 …第一回大津町議会定例会報告



明るく正しい選挙 五つの誓い

- ・ 投票は よく見 よく聞き よい人に
- ・ 選挙法守らぬ 候補者ボイコット
- ・ 代表の活動 見守る わたしたち
- ・ ことわろう 選挙にからむ 花輪など
- ・ 飲むな 貰うな 迷うな 選挙



老人医療費

七五才以上の
おとしより

四月一日より
無料になります

老人医療費の助成については県下で
現在、熊本市、富合町など若干の市町
村が実施中ありますが、各市町村と
も、年金、所得、国民健康保険だけと
云った点等、非常にまちまちです。当
大津町では郡内はもちろん県内でもト
ップクラスの措置として七五才以上の
老人に四月一日より、医療費の一部を
助成し、老人保健の向上と、老人福祉
の増進を計るため、医療機関窓口で支
払った個人負担金に対し助成金を支給
し、老人医療の無料化を計ることに、
なりました。

1、老人医療の助成を受けられる方、
大津町に引き続き一年以上住んで、國
れり住民登録されている方で、國
民健康保険の被保険者、又は社会
保険の被扶養者で年令が満七十五
才以上の老人、
2、次の方々は、助成を受けることが
できません。
3、他の法令、例えば生活保護法に
よる医療扶助などの適用を、受け
ている場合

イ、国民健康保険
病医院の窓口で支払った、一部負
担金（七割給付だから三割の額）

社会保険

病医院の窓口で支払った、一部負
担金から、家族療養費附加金などの
返還金を差引した額

ベ、入院の場合

一ヶ月間入院した場合

合約六ヶ月程度の助成）

申請の仕方

助成費の支給を受けようとする方は
前月分を翌月中に申請書（役場福祉
係に準備）により申請して下さい。
尚、詳細は、役場福祉課へ、おたず
ね下さい。

はり・きゅう

治療にも補助

国民健康保険では、多年の懸案であ
った「はり・きゅう」の治療を受けられ
る方々のため、来る四月一日から
「鍼灸施術券」を発行して、補助を行
うことになりました。

（交付要件）

1、大津町国民健康保険の被保険者
であること。

2、券は一世帯について年間十五枚
が限度で、使用は一日一回とし他
の世帯に通用できないこと。

3、過年度保険税の完納者であるこ
と。

券の交付を受けたいときは、世帯主
が、役場の保険係に申請して下さい。

券の利用ができるのは、大津町に住
所を有するはり・きゅう師で町長が指
定した業者に限ります。

治療を受けれる場合は、その都度、券
をはり・きゅう師に提出する。定めた料
金から百円差引いた額を自己負担分と
して払わなければなりません。

人
イ、前年中の所得税の納稅義務者、
ロ、配偶者及扶養義務者などの所得
額が、五〇万円を超える家庭の老
人
ハ、他の法令、例えば生活保護法に
よる医療扶助などの適用を、受け
ている場合

一(3)-

水道予算のあらまし

昭和四十七年第一回定期町議会にお
いて昭和四十七年度予算が承認され
上水道新設工事及び改良工事並びに平川簡
易水道新設工事は別記のとおりに、国
から認可があり次第着工のはこびとな
りました。

年度	事業名	年度別事業費	事業費計・事業費及び財源 (千円)				
			財源	内訳	訳	益負担	
		事業費	補助	地方債	水道会計	一般会計	益負担
47	上張水道改築	93,820			33,000	7,000	3,820
	平川簡水	42,000	10,220	1,073	21,500		7,207
48	上水道	37,972			34,000		3,972
49	上水道	57,508			52,000	2,000	3,508

改正された米の配給

四月一日からお米の配給価格が物価
統制令の適用からはずされます。
これに伴つて熊本県では、お米の配
給が次のようになります。

○内地米、徳用上米、徳用米、およ
びもや米の四種類となります。
○内地米には標準価格米、特選白米
ビタミン強化米入り等がつくられ
ます。
○標準価格米は、消費米価の値上り
を防止するため、従来の一般内
地米を標準価格米として販売する
こととしたもので、いつでも小売
販売業者の店頭にあります。

。従来の自主流通米は内地米となり
最も特選白として販売されます。
配給数量

従来どおり一ヶ月一五精米キログラム以内です。

販売価格
(一〇精米キログラムあたり)

標準価格米の価格は、従来の一般内地米ですから価格も従来どおり

一、五二〇円(袋代一〇円を含む)です。

従来どおり一、二五〇円です。

従来どおり一、〇三五円です。

つづじ祭り

四月二十一日より三日間

商業統計調査

従来七月に実施されていました本調査は、本年五月に実施されることになりました。商業統計調査は、わが国の

つづじの苗もふくらんで町では唯一つの観光行事であるつづじ祭が近づきましたが、さきに関係者で打合せ会を開きましたが、さきに開き今年のつづじ祭りの期間を四月二十一日から三日間と決定し、例年通り

内地米ですから価格も従来どおり一、五二〇円(袋代一〇円を含む)です。

従来どおり一、〇三五円です。

それぞれの行事を盛大に行なうことになりました。

従来どおり一、〇三五円です。

。従来の自主流通米は内地米となり
最も特選白として販売されます。

配給数量

従来どおり一ヶ月一五精米キログラム

ラム以内です。

販売価格
(一〇精米キログラムあたり)

標準価格米の価格は、従来の一般内地米ですから価格も従来どおり

一、五二〇円(袋代一〇円を含む)です。

従来どおり一、二五〇円です。

従来どおり一、一五〇円です。

従来どおり一、〇三五円です。

改正された道交法

No. 3

車のライトは、下向きに、不必要的合図は禁止。

ア 夜間。他の車の直後を進行する時は、ライトを常に下向きに向けなければなりません。

イ ドンネル内や駐車中に片方の方に向指示灯を点滅させると、たゞよいなことは禁止されます。

追越し禁止の箇所を再確認すること。
道路標識などで追越しが禁止されて
いる道路の部分、および交差点部
分、または横断歩道で、他の車を追
越すことはできません。ただし交
差点で優先道路を通行しているとき
はのぞかれます。

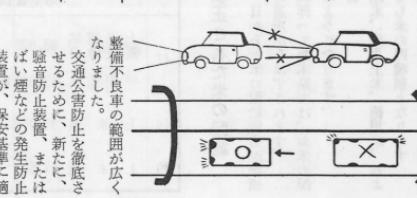
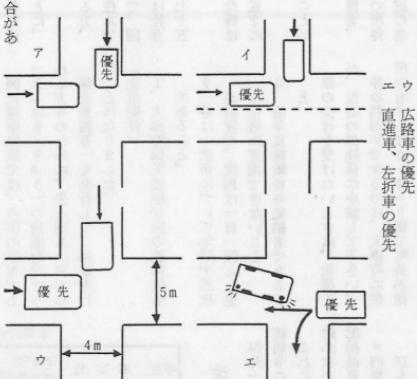
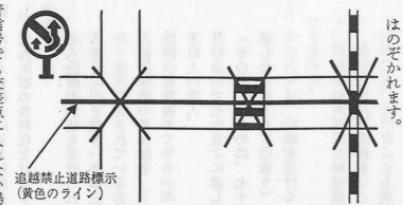
追越し禁止道路標示(黄色のライン)

ア 左方の車の優先

イ 優先道路を通行する車の優先

ウ 年少者、左折車の優先

直進車、左折車の優先



青信号でも交差点に入れない場合があ
ります。
進路前方の交通状況により交差点過
路の車の通行をさまたげるおそれのあるときは、青信号の場合でも交差
点内にはいられないことになりました。

(※交差点でセンターラインまたは車
両通行帯が連続している道路が優先道
路とされます。)

整理不良車の範囲が広く
なりました。交通公害防止を徹底さ
せるために、新たに、騒音防正装置、または
は、煙などの発生防止装置が、保安基準に適
合しない車両は、整理不良車となり
ます。

ハイウェイでは必ず安全ベルトを
装着し、また同乗者にも着装させる
よう義務づけられました。

大津バイパスの一部供用開始

大津市、滋賀県、近畿地方整備局、

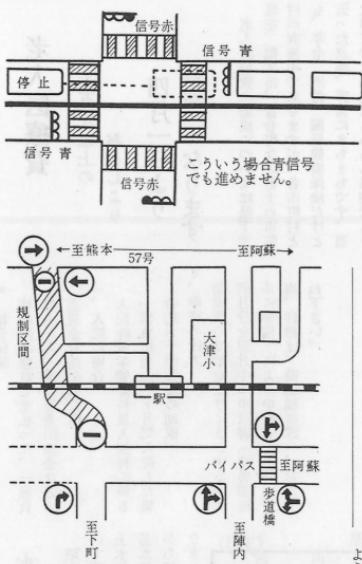
国土交通省、近畿地方建設局、

滋賀県公安委員会に於ては上記の

とおり、交通規制を検討中で

町内交通事故

—(5)—



9 月 本年累計
死 者 13 人
傷 者 27 人
(人身事故のみ)

年 金

保険料納付方式の改正

国民年金法施行規則の一部改正が行われ、従来徵収等式で行なっておりました保険料の徵収を四十七年度より納付申込書方式によつて各組織及び個人が収入役に納付出来るように改正されました。

これと同時に各被保険者の年金手帳への印紙貼付は行わぬ納付記録だけになりました。但し納付された保険料額に相当する国民年金印紙は、一括して特別検認台紙に貼付し関係機関に報告することとなりました。

尚納付の詳細につきましては、組織の説明会で具体的に御説明申し上げる事に致しております。

福祉年金（老令、障害、母子）
定期届

年金証書の引上については左記日時に管内各郵便局に要員を配置して引上を行います。御了承下さい。

尚當日年金の受取りが出来なかつた人は年金受取後、年金係に証書を持参下さい。

五月六日（土）九〇〇～正午
九〇〇～一五〇〇

(3) 標準価格米および御用上米は価格

四月は左記日程により集合徵収致します。

午前九時より午後三時まで

熊本食糧事務所業務課
(電話六六一一一)

熊本県米穀配給改善協会
(電話六三一三一七一)

大津町役場町民課

熊本県農業改良課
(電話五三一四五二一)

固定資産税 集合徵収 日程表

4月24日	午前	牧	牧
	午後	野	牧
	午前	川	野
	午後	鳥	川
	午前	岩	坂
	午後	中	島
	午前	源	田
	午後	大	林
	午前	吹	田
	午後	前	森

4月25日	午前	陸	内
	午後	上	町
	午前	尾	町
	午後	高	野
	午前	平	川
	午後	平	上
	午前	真	木
	午後	杉	木
	午前	小	林
	午後	源	場

4月26日	午前	上	中
	午後	御	所
	午前	片	又
	午後	下	中
	午前		
	午後		
	午前		
	午後		
	午前		
	午後		

4月27日	午前		
	午後		
	午前		
	午後		
	午前		
	午後		
	午前		
	午後		
	午前		
	午後		

うことになつて、いた。

遺産をめぐる 家庭の紛争 No. 2

子供に全部取られた亡夫の遺産

未亡人花子は、夫死亡後、亡夫所有名義の家の家賃收入で一人細々生活していた。
亡夫一郎と先妻との間に生まれれました。
梅吉という子供がある。その梅吉は、父一郎の生存中に結婚したが、独立するについて生業資金として銀行預金並びに同人が現在住んでいる家敷費の贈与を父から受けている。
梅吉がその贈与を受ける際、一郎や花子との話合い、父一郎が死じてもさうに財産の要求はしないと、

を表示することになつています。

○ 隣接市町村の小売販売業者からの購入

從来は、自己の市町村内の小売販

売業者からしか購入できませんで、

したが、今後は隣接の市町村の小売販賣業者からでも購入できるこ

とになります。

ただし、他の県（福岡県、大分

県、宮崎県、鹿児島県）の小売販

賣業者からはできません。

苦情の相談

配給米に関する苦情は、次のようにお願いします。

ろにお願いします。

熊本県農業改良課

第一回 大津町議会定例会

昭和二十一年四月町長就任以来二十
五年と云う長きに亘り町政を司りて
来られた坂本町長最後の大津町議会定
例会は九月九日招集され、石橋義久議長
の開会宣言があつた。三月十一日までの三
日間開かれた。
上程された案件は条例関係五件予算算
定関係四十七年度分六件二〇一九年度補正
予算三件人事案二件となつておる。
議案上程理由の説明の後所管の委員会
に付託され、各委員会で慎重に審議さ
れられた。三月十一日全議案原案通り可決決議
された。

日 程 及 び 要 点

三月九日本会議（午前十時開会）
会期決定、議案の上程及び説明質疑
委員会付託、散会

三月十日本委員会
建設、委員会 十時開会

三月十一日本会議、十時三十分開議
総務文教委員会三時開会

各委員長報告、一般質問、議案の上
程審議、採決、陳情の取扱、閉会

議 案

△ 固定資産評価審査委員の選任につ
いて

滝本町舊市町期満了により滝本氏の
再任する同意の提案がなされ決定
△熊本県町村職員雇職手当組合規約
の一部変更について

△税外収入金に係る督手手数料及び
延滞帯状收納条例の一部改正

現行「督收一通につき十円」を「
二十円」に改正

△津町つばめ金貸金付条例の一部改
正について

現行「一千五百円」を「二千円」に
改める

△老人医療費の助成に関する条例の
制定について

本件は老人に対し医療費の一部を助
成し老人福祉の増進を計る目的と
している。

※ 詳細については福祉課へ照会して 議会定例会

直勘定九十万円の追加で一六、四
一千円となる。
△ 大津町交通灾害共済特別会
計補正予算
一、七〇一千円を追加総額四三四九
千円となる。

① 下さい。
一年以上大津町に居住し国保、社
保の被扶養者で七十五才以上の者
但し前年中所得納稅義務者であり
又配偶者及び扶養義務者等の所得

額が二百五十万円を越える者は該当しない

陳情書

予算三件人事案件一件となっており、議案上程理由の説明の後所管の委員会に付託され、各委員会で慎重に審議さ

され三月十一日全議案原案通り可決決議された。

日程及び要旨
三月九日本會議（午前十時開会）

会期決定 議案の上程及び説明質疑
委員会付託 散会
三月十日委員会

建設委員会 十時開會
經濟委員會 十時開會
總務文教委員會十三時開會

三月十一日本会議 十時三十分開議
各委員長報告、一般質問、議案の上
程審議、採決、陳情の取扱、閉会

議案

滝本鶴喜氏任期満了により滝本氏の再任する同意の提案がなされ決定して

再任する同意の提案がなされ決定
△熊本県町村職員退職手当組合規約
の一部変更について

△ 移外収入金に係る督促手数料及び
延滞金徴収条例の一部改正
現行「督促状一通につき十円」を「

二十円に改正 △大津町奨学資金貸付条例の一部改 正について

△老人医療費の助成に関する条例の
現行「五百円」を「三千円」に
改める

制定について
本件は老人に対し医療費の一部を助成し老人福祉の増進を計るを目的としている。

○町営グランド工事費一五〇千円
△ リ 国保特別会計補正予算
事業勘定は五、四三四千円の減額に
より総額一七六、一六二千円となる

お願い申す。お花のお話と致しま